

管理者 対象

管理者自身がリスクにならないために最低限抑えるポイント

『現場の労務管理と労働基準法の知識』

- ◎ 部下に勢いで「もう来なくていい！」と解雇通知?!…問題が?
- ◎ 残業や休日出勤は命令できるのか? 昼休みの電話番はどういう扱い?
- ◎ 試用期間中の能力の低い社員、解雇はできるのでしょうか?
- ◎ 過重労働の判断基準、みなし残業代を含む給与制度の説明は?
- ◎ うつ病と診断された部下。上司としてどう対応をするか。
- ◎ 制服に着替える時間や始業前の職場清掃は労働時間と言い切っているのでしょうか?



あなたの会社の管理者は、これらの問いにいくつ答えることができるでしょうか?

これらの質問は、部下を持つ管理者にとって、抑えておかなければトラブルを招く可能性がある労働基準法のルールです。管理者に知識がないために「うっかり」口に出した言葉や部下に説明した内容が大きな問題に発展するケースが多くあります。ほとんどの会社の管理者は、労働基準法の名前を知っている程度で、そのリスクの大きさの割に、ほとんど知識はないと言えます。労働基準法は会社と従業員との関係の最低限度の基準を定めたものです。管理職として、すくなくとも全員が知っておかないといけない知識です。快適な職場環境を維持する為にも、会社のリスクヘッジの為にも、正しい知識を身に付ける機会を社内でもうけましょう。

目的

・管理者として職場で最低限知っておく必要がある労働基準法を学ぶ
(御社の就業規則の内容を確認させていただきながら進めさせていただきます。)

時間

1回 2時間 30分 (質疑応答の時間有り)

人数・価格

価格 : 126,000 円 (8名様まで) ※1名増える毎に+5,250 円

※内容、時間、価格については相談に応じます。

講師

服部佳嗣己氏 【社会保険労務士】

会社を守るために「最低限知っておかなければいけないポイント」を分かりやすく丁寧に説明します。

研修内容

研修では、管理者として気をつけておかなければいけないポイントを絞って分かりやすく説明します。

採用から退職までには、主に **9つ** 抑えるポイントがあります。

1. 過重労働の判断基準とは
2. 解雇時に大切なポイント
3. 試用期間の延長と解雇
4. 時間外労働の原則 など

事例やケースを用いて、わかりやすくポイントを説明します。



書類の見本をお渡しします。

問い合わせ先

スライヴパートナーズ(株) 鈴木まで ご相談ください。

〒445-0879 愛知県西尾市住崎三丁目 28 番地 2 TEL:0563-75-0115

申し込み・資料請求

申し込み 資料請求 (該当するものに チェックを入れてください。)

	研修名	職場の労働基準法研修 『現場の労務管理と労働基準法の知識』		
ご連絡先	貴社名			
	フリガナ			
	ご担当者氏名		部署	
	所在地	〒		
	電話番号		FAX	
	E-mail			
参加人数		名		
ご要望・ご質問				

■ご記入いただくお客様情報について■

お申し込みの際にご記入いただくお客様の個人情報は受付業務にあたりお客様への対応をする上で必要なものです。また、今後開催される各種イベント、セミナーをご案内するために、お預かりした情報を利用して頂くことがあります。(尚、申込みデータにつきましては、本セミナーに関する業務の範囲内で研修講師へ提供する場合があります。)ご案内が不要なお客様は、当社にお申し出いただければ電子メール、DM などの送信発送を中止致します。当社では、記入して頂いた情報を適切に管理し、お客様の承認なく第三者に開示・提供することはありません。

■お申し込み方法

1. 上記をご記入の上、FAX、電話、E-Mail のいずれかでお申し込みください。
FAXの場合 上記を記載し、お送りください。
メールの場合 上記内容を記載の上、下記アドレス宛にお送りください。
2. こちらから、打合せ日時についてご連絡させていただきます。



[問合せ・申込先] スライヴパートナーズ(株) 鈴木までご相談ください。
 〒445-0879 愛知県西尾市住崎三丁目 28 番地 2
 TEL : 0563-75-0115

FAX : 0563-75-0114

E-Mail : event@thrive-p.co.jp